未来を学び、未来を創る万博キャラバン事業 仕様書(案)

1 事業名

未来を学び、未来を創る万博キャラバン事業

2 業務の目的

とくしまの未来を担う子どもたちが「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博(以下「万博」という。)を学びの題材とすることを通じて、未来社会について考え、将来の行動につなげていく契機とすることを目的とし、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象とした出前授業(以下「授業」という。)を実施する。また、子どもをはじめとする多くの県民が、今後の行動変容につながる万博を学ぶことで、徳島の未来創生と万博の機運醸成への繋げるため、県内各地で開催されるイベントに参加し、万博のPRを行う。

3 業務の委託期間

委託契約日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の内容

(1) 授業の企画・運営業務の実施

万博のテーマやパビリオン等、万博に向けた徳島県の取組の紹介と、児童・生徒が主体的に参加し、自分たちの未来や徳島の未来について考えることができるプログラム (ワークショップ等) を含めた授業を行う。

(※) 実施対象: 県内の小学校、中学校、高等学校、

特別支援学校、高等専門学校(1~3年生)(注1)

回 数:上記対象の範囲で少なくとも50回以上(注2)

実施時期:令和6年9月~令和7年3月の期間

- (注1) 県が行う意向調査を踏まえて対象校は決定することとするが、各地域の学校所在数の 割合も考慮し、東部圏域6割、西部圏域2割、南部圏域2割の割合で派遣することを 想定。
- (注2) 回数について、同一学校で2コマ授業を実施した場合、2回とカウントする。

① 授業の実施に向けた準備

ア) 授業のプログラムの作成

- 授業は学校における授業の1コマ程度の時間で対面での実施を前提とする。
- ・授業の内容に万博全体の紹介、万博に向けた徳島県の取組の紹介、生徒が主体的に参加できる取組(ワークショップ等)を含めるものとする。
- ・上記のほか、対象とする生徒の学校種別 (小学校、中学校、高等学校等) 及び学習段 階に応じた内容、形式とする。

イ) 授業に必要な教材の作成

- ・万博に向けた徳島県の取組を紹介することができる教材(スライド・動画等)を小学校高学年、中学生、高校生向け用に3つ程度作成すること。特別支援学校については授業派遣対象校決定後、個別に学校側と協議の上、作成すること。なお、万博全体の紹介については10分程度の既存動画を活用予定のため、作成にあたってはその点も考慮すること。
- ウ) 授業の実施に協力する講師の確保及び事前調整
- ・受託事業者又は受託事業者が依頼した者を講師として学校へ派遣すること。 (以下「専任講師」という。)
- ・また、専任講師に加え、高等教育機関の学生に授業を行う講師側として参加してもらえるよう、協力依頼を行うこと。具体的な依頼方法については県と調整すること(以下「学生講師」という。)。
- ・協力してもらう専任講師及び学生講師に対して、授業の実施可能な時期等の確認を行うとともに、専任講師及び学生講師に対して授業内容、進行方法などの授業の実施方法について事前研修を行うこと。
- エ)授業を実施する学校の確保及び事前調整
- ・県が別途とりまとめた授業の実施を希望する学校・時期に基づき、本事業で想定する 回数や県内全域での授業の展開が可能となるよう、授業の実施に協力する学校等を確 保するとともに、実施にあたっての条件や要望等を聞き取りの上、実施日時の確定な どの事前調整を行うこと。

② 授業の実施

- ア) 授業の実施が決定した学校と授業を行う講師等に対し、実施日の調整を行い、授業実施計画を作成し、通知すること。
- イ) 学校及び専任講師及び学生講師との以下に掲げる事務及び授業の実施に必要な調整を 全て実施すること。
- ・授業を実施する専任講師及び学生講師の交通手段の調整及び交通費の支払い
- ・授業を実施する専任講師及び学生講師に対して謝金の支出が必要な場合は謝金の支払い
- ・上記のほか、授業の実施にあたり必要がある場合、必要な機材の手配や授業の進行業務 等を実施すること。
- ウ) 授業についてのアンケート
- ・授業を実施した学校の教員や授業を受けた児童・生徒に対して、授業内容や万博等に関するアンケートを実施すること。

(2) 県内での万博に向けた機運醸成業務の実施

① 県内で開催される展示会やイベントへの出展等

県内の子どもたちをはじめとする多くの県民の方に万博について学び、興味を持ってもらう機会とするため、県内各地で開催される、特に子どもたちが多く参加するイベントへのブース出展等を行い、万博に向けた機運醸成を行う。

- (※) 実施対象:徳島県内で実施される展示会やイベント等の催事
 - (※) 常設施設のイベントスペースの活用等も可とする。

実施時期:令和6年7月~令和7年3月の期間

ア)出展イベント等の選定

・出展可能なイベント等の情報収集を行い、県と調整のうえ、出展を決定の上、出展に向けた計画を作成すること。

•

イ) 出展内容の企画立案

- ・ブース出展やステージ出演など、より効果的にPRができる出展形態・内容を企画立案 し、提案すること。出展内容については県と協議の上、決定する。なお、出展内容の立 案にあたっては以下県が保有する万博に向けたPR資材(※)も活用すること。
- (※)のぼり、ポスター、チラシ、ブース出展用テーブルクロス、横断幕、ロールアップバナー、ミャクミャク・すだち君のぬいぐるみ等
- ウ) 出展イベント等の事前準備、実施
- ・出展に向けた主催者との連絡調整を行うこと(出展依頼、日時、段取りなどの調整 等)。
- ・当日の展示・出演に向けた準備、運搬、ブースでの来場者の対応、後片付け等、イベント出展等に必要な業務をすべて行うこと。

(3) PRツールの作成

「(1)の授業の企画・運営業務の実施」や「(2)県内での万博に向けた機運醸成業務の実施」に活用することを想定した広報グッズを作成すること(例:頒布用のシール、ボールペン、ポケットティッシュなど)。

(4) 広報の実施

「(1)の授業の企画・運営業務の実施」や「(2)県内での万博に向けた機運醸成業務の実施」の取組をマスメディアやWEBサイト等を活用して、周知・広報を行うこと。

5 成果物、提出期限及び納品場所

- (1) 成果物
 - ① 業務完了報告書
 - ・紙媒体 2部 (フルカラー、両面)
 - 電子媒体 CD-R 又は DVD-R ディスク 1 枚
 - ② 4 (1) ①において作成した出前授業の教材一式
 - ・電子媒体 CD-R 又は DVD-R ディスク 1 枚
 - ③ 4 (2)②において作成したPRツールー式

(2) 納品期限

令和7年3月31日(月)

(3) 納品場所

・徳島県観光スポーツ文化部万博推進課(徳島県徳島市万代町1丁目1番地)

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な物品等を準備すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たって現状を十分調査の上、県と綿密な打合せを行いながら 進めることとする。
- (3)受託者は、必要に応じて、県の指示により事業の段階毎にその案を提出し、確認を受けた後、業務を進めることとする。
- (4) 県が所有するもので、業務の遂行に必要な資料や画像は受託者へ提供する。
- (5) この仕様書に明記されていない事項については、県と協議して定めるものとする。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1)本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。著作権、肖像権等 に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2)著作権について、受託者は、委託業務で作成した成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を徳島県に無償で譲渡するものとする。
- (3)本業務に使用する画像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から成果物に関 して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 その他

- (1) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (4)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用 してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とす る。
- (5) 取得した個人情報は、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7)受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議して 決定するものとする。	